

会長声明

平成11年6月23日施行の男女共同参画社会基本法前文に「男女共同参画社会の実現は21世紀の最重要課題である」と位置付けられている。

千葉県では、同法および平成13年10月施行の「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律」に基づき、男女共同参画に関する施策を積極的に推進してきている。千葉県の取組みは地道かつ積極的なものであり、高く評価できるものである。

ところが、その一方で、平成15年3月、「千葉県男女共同参画の促進に関する条例案」が廃案となった。当会は、同条例案に対し賛同の意を表し、平成14年9月議会での制定を求める要望書を提出し、さらに平成15年2月総会において、同条例案の早期可決を求める総会決議をした経緯がある。

同条例案の廃案により、現在では、千葉県は、男女共同参画に関する条例のない唯一の県となつたことはまことに憂慮すべき事態である。

更に、平成18年3月県議会において、千葉県は、女性センターの機能の充実と利用しやすいセンターの設置をめざし、県直轄の3箇所の男女共同参画センターを設置する「男女共同参画センター設置管理条例案」を提出した。

ところが、県議会においては、男女共同参画事業費として金5900万円の予算を認めながら、「県政における優勢順位が低い」等の理由で、上記条例案を否決したことは、まことに遺憾で看過できない。

その結果、新設の男女共同参画センターが出来ないばかりか、従来、千葉県女性センターとして、年間約5000人相談者の相談に応じ、配偶者暴力相談支援センターとしての役割を果たしていた柏市所在の女性センターまでもが、3月末で閉鎖された。配偶者暴力等の被害者救済にあたつている当会の立場から、その事態を放置することは決してできない。

上記事態は、男女共同参画社会の実現をめざす21世紀という時代に逆行するものにほかならず、千葉県が、男女共同参画施策において、他県から大きく立ち遅れることになる。

当会は、基本的人権の実現、憲法24条両性の本質的平等をめざす立場から、本年3月県議会での男女共同参画センター設置管理条例の否決に対して強く遺憾の意を表するとともに、可及的すみやかに千葉県女性センター（柏市所在）の完全な業務復活と、今後の、新たな男女共同参画センターの設置を強く求めるものである。

平成18年5月22日

千葉県弁護士会

会長 島崎克美